

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



諫早市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



諫早市環境キャラクター

エコ太

令和 5年 2月

諫 早 市

第 1 章 計画の基本的事項	4
1 計画策定の背景と目的	4
2 計画の期間及び基準年度	5
3 実行計画の対象	5
(1) 対象となる温室効果ガス	5
(2) 対象とする組織・事務事業の範囲	6
(3) 本計画における算定方法・算定に係る排出係数	6
4 本計画の位置付け	7
第 2 章 温室効果ガスの排出状況	8
1 温室効果ガスの排出量	8
2 温室効果ガスの排出要因	10
第 3 章 計画の目標	11
1 温室効果ガス削減目標	11
2 要因別の削減目標	12
(1) 電気の使用	12
(2) 燃料の使用（公用車の使用を除く）	12
(3) 公用車の使用	12
(4) その他	12
第 4 章 目標達成に向けた取組	14
1 省エネルギー化	15
(1) 照明の LED 化	15
(2) 公用車の次世代化	15
(3) 省エネルギー機器の導入	16
(4) 建物の省エネルギー化	16

(5) エネルギー管理の実施	18
2 再生可能エネルギー等の導入	18
(1) 太陽光発電・蓄電システムの導入	18
(2) 再生可能エネルギー発電（太陽光発電以外）の維持・導入	18
(3) その他再生可能エネルギーの新技術導入に向けた研究	18
3 省資源化	19
(1) ペーパーレスの推進	19
(2) 公用車台数の適正化・カーシェアリングの普及拡大	19
(3) 水道使用量の抑制	19
(4) 廃棄物の減量化	19
(5) グリーン購入の推進	20
4 二酸化炭素の吸収源の増進	20
(1) 緑化の推進	20
(2) 森林の適正管理	20
5 職員による環境マネジメント	21
(1) 職員意識の啓発	21
(2) 公用車利用時の省エネ化	21
(3) 事務所の省エネ化	21
(4) エコ通勤の促進（職員向け）	22
(5) 業務のデジタル化	22
6 市民・施設利用者等に対する意識啓発	22
(1) 脱炭素型ライフスタイルへの転換意識啓発	22
(2) エコ通勤の促進（市民向け）	22
(3) 省エネルギー機器の普及促進	22
(4) リサイクルの促進	23
(5) 食品ロスの削減推進	23

第5章 計画の推進体制について	24
1 推進体制.....	24
2 推進方法.....	26
(1) 毎年のP D C A	26
(2) 見直し予定時期までのP D C A	26
3 進捗状況の公表.....	26
資料編	27
1 諫早市におけるエネルギー等活動の整理.....	27
2 主な施設別排出量.....	28
3 施設分類.....	29
4 C O 2 排出係数.....	29

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

地球温暖化問題は、私たち一人一人、この星に生きるすべての生き物にとって避けることはできない喫緊の課題です。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、日本国内においても、平均気温の上昇、大雨、台風等の気象災害の激震化、農作物や生態系への影響等が観測されています。個々の環境への影響等と地球温暖化との関係を科学的に明確化することは容易ではありませんが、観測値を基にした解析では、地球温暖化の進行に伴って、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されています。

諫早市は、昭和32年の諫早大水害をはじめとして、古来より現在に至るまで風水害の被害を数多く受けており、防災面の観点だけで言っても、地球温暖化の影響は無関係なものではありません。

地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成27年（2015年）12月のCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、「パリ協定」が採択されました。これにより、温室効果ガス排出削減（緩和）の長期目標として、気温上昇を産業革命から2℃より十分下方に抑えるとともに1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることが盛り込まれ、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

日本においても、令和2年（2020年）12月に、2050年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を目指す方針が示され、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、温対法という。）の改正や、国の地球温暖化対策計画の見直し、グリーン成長戦略の策定など様々な動きが加速度的に進んでいます。

本計画は、温対法第21条の規定に基づき、諫早市役所のすべての事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減するために策定するものです。諫早市が地球温暖化対策への高い目標を掲げて取り組みを率先して行うことにより、環境への負荷低減に直接寄与することはもとより、市域の皆さんの模範となることで、行政、住民、事業者が一体となって、持続可能な脱炭素社会の構築を目指します。

2 計画の期間及び基準年度

本計画の計画期間は、令和4年（2022年）から令和12年（2030年）の8年間とします。また、本計画の策定に当たっては、国の地球温暖化対策計画での温室効果ガス差排出量削減目標と整合させるため、基準年度を平成25年度（2013年度）とします。

なお、4年後を目途に、環境をめぐる社会情勢の変化や環境保全技術の進歩状況を勘案するとともに、実行計画の実施状況等を着実に管理するため、見直しを行います。

3 実行計画の対象

（1）対象となる温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項が対象としている下記の7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類の4種類を対象とします。

ガスの種類※1	概要	地球温暖化係数※3	排出量の算定対象
二酸化炭素 (CO ₂)	電気、灯油、ガソリン等の使用により排出されます。また、廃プラスチック類の焼却によっても排出されます。	1	○
メタン (CH ₄)	湿地、水田、家畜の腸内発酵等から排出されます。また、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等からも排出されます。	25	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼や農林業における窒素肥料の大量使用等によって排出されます。	298	○
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) ※2	カーエアコンの使用や廃棄時等に排出されます。	12 ～14,800	○
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造・溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されます。	17,340 ～73,690	—
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されます。	22,800	—
三ふつ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられています。	17,200	—

※1 本市においては、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄及び三ふつ化窒素について発生源がないことから排出量を計上しないこととします。

※2 ハイドロフルオロカーボンについては、カーエアコンの冷媒用として使用されているテト

ラフルオロエタン（HFC-134a）の地球温暖化係数1,430を使用して算定します。

- ※3 地球温暖化係数は、各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素を基準に比で表したもので、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（最終改正：令和4年（2022年）6月24日政令第238号）」第4条によります。

（2）対象とする組織・事務事業の範囲

対象範囲は、市長部局、教育委員会、上下水道局などが実施する全ての事務及び事業とします。指定管理者制度による実施事業を含みます。また、基準年度以降に建設された施設も対象とします。

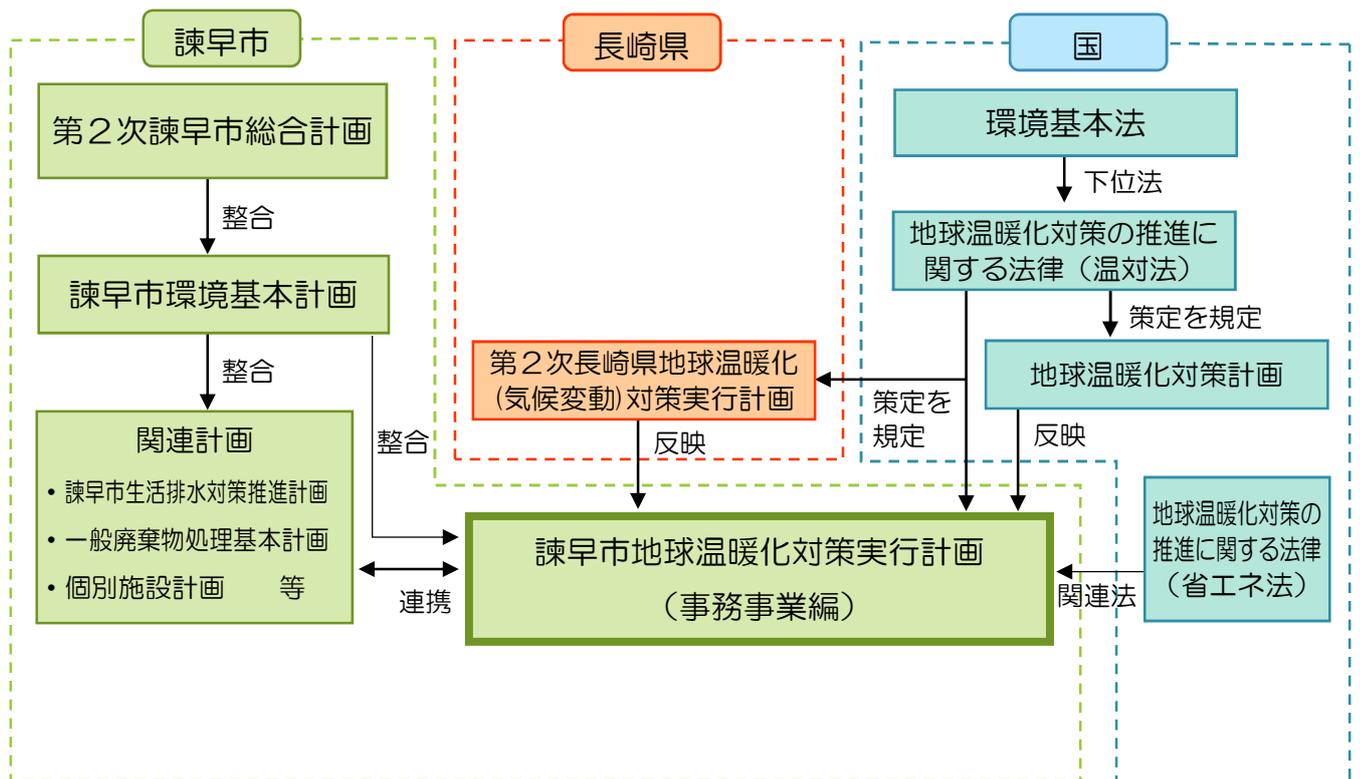
なお、民間企業、公益法人など外部への請負や委託（施設の管理運営を除く。）により実施している事業は対象外とします。ただし、対象外の事業に対しても、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請していきます。

（3）本計画における算定方法・算定に係る排出係数

温室効果ガス排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に規定されている排出係数を使用し、それぞれの使用量にエネルギーの種類ごとの排出係数と、地球温暖化係数を乗じて算定します。

4 本計画の位置付け

本計画は温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画です。「諫早市環境基本計画」に掲げている地球温暖化対策の取組を具体化し、市の事務事業から排出される温室効果ガスを削減するための計画です。

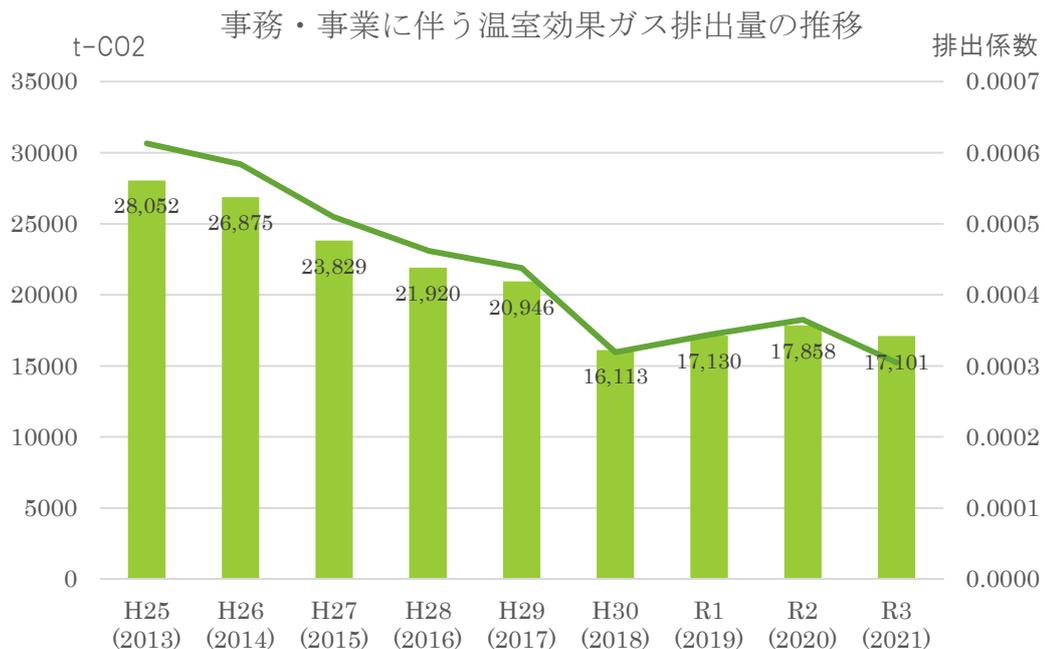


第2章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガスの排出量

本市の事務事業において排出した、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類の温室効果ガスを二酸化炭素に換算した数値（t-CO₂）は、平成25年度（2013年度）28,052（t-CO₂）に対し、令和3年度（2021年度）17,101（t-CO₂）となっています。

平成25年度（2013年度）から令和3年度（2021年度）までの8年間で、10,951（t-CO₂）の約39%の二酸化炭素の排出量が削減されました。削減の大きな要因は、本市の使用エネルギーの84%を占める電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が減少したことによるものです。これは、電気の使用量に大きな変化はありませんでしたが、毎年公表されるCO₂排出係数が大幅に減少したことによるものです。

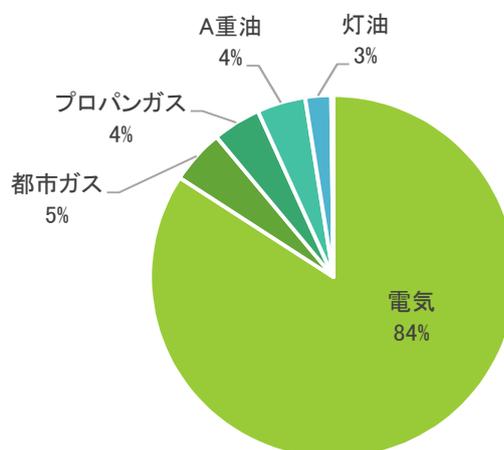


【用語解説】

CO ₂ 排出係数	<p>一定のエネルギー使用量あたりのCO₂排出量のことをいいます。電気の場合では、1kWhの電力を発電する際に排出されるCO₂排出量を排出係数（t-CO₂/kWh）として表し、この数値は、電力会社（小売電気事業者）の電源構成（発電方法の種類）によって、毎年度変動します。</p> <p>CO₂ 排出量（t-CO₂） = 電気使用量（kWh）× CO₂ 排出係数（t-CO₂/kWh）</p>
----------------------	---

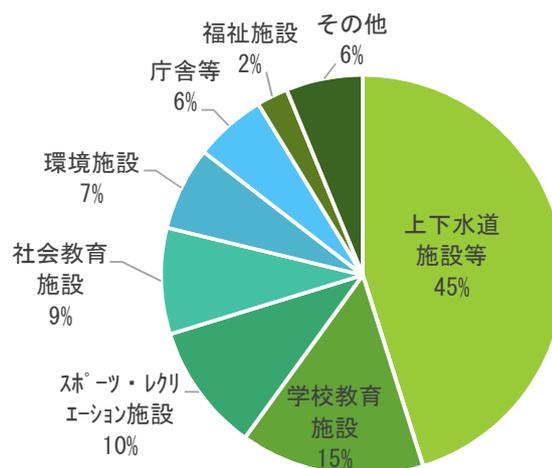
二酸化炭素に換算した数値（t-CO2）をエネルギーの種別で見ると、電気が全体の84%を占め、次いで都市ガス5%、プロパンガス及びA重油が4%、灯油3%となっています。

エネルギー種別の温室効果ガス排出量の割合



また、施設種別で見ると、上下水道施設等が全体の45%を占め、次いで学校教育施設15%、スポーツ・レクリエーション施設10%、社会教育施設9%となっています。

施設別温室効果ガス排出量の割合



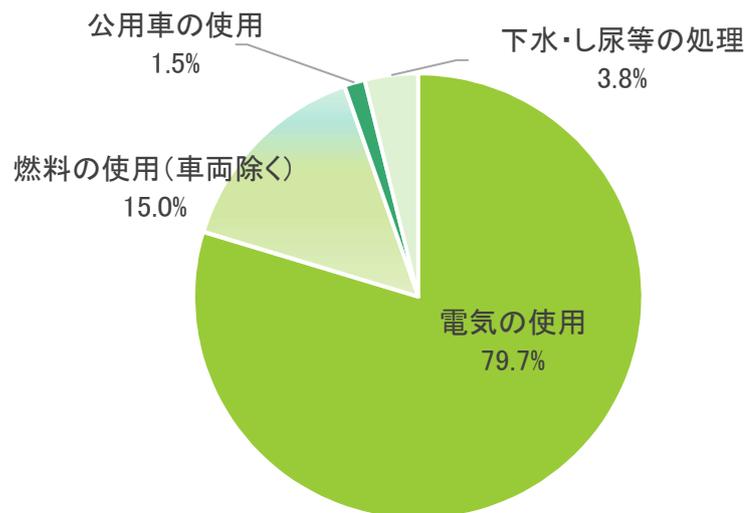
2 温室効果ガスの排出要因

本市の事務・事業に伴って排出される温室効果ガス排出状況を排出起源別に見ると、電気の使用からの排出が最も多く、全体の79.7%を占めています。次いで、燃料の使用からの排出(15.0%)、下水・し尿等の処理からの排出(3.8%)となっています。

発生源別温室効果ガス別排出量・割合(令和3年度)

発生源	発生量(t)	割合(%)
電気の使用	13,630	79.7
燃料の使用(車両除く)	2,561	15.0
公用車の使用	256	1.5
下水・し尿等の処理	654	3.8
合計	17,101	100

発生源別温室効果ガス排出量の割合



排出量の増減の要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- ・上下水道等施設の増加
- ・小中学校への空調機器の設置
- ・猛暑によるエネルギー使用量の増加

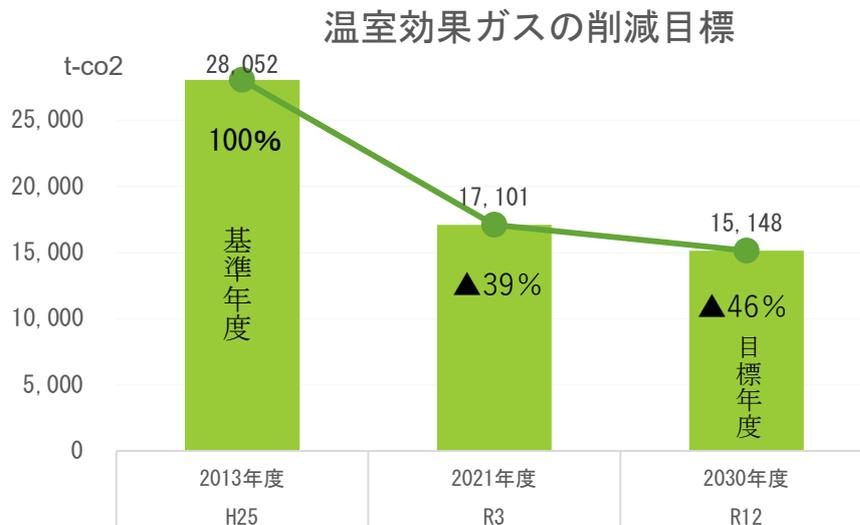
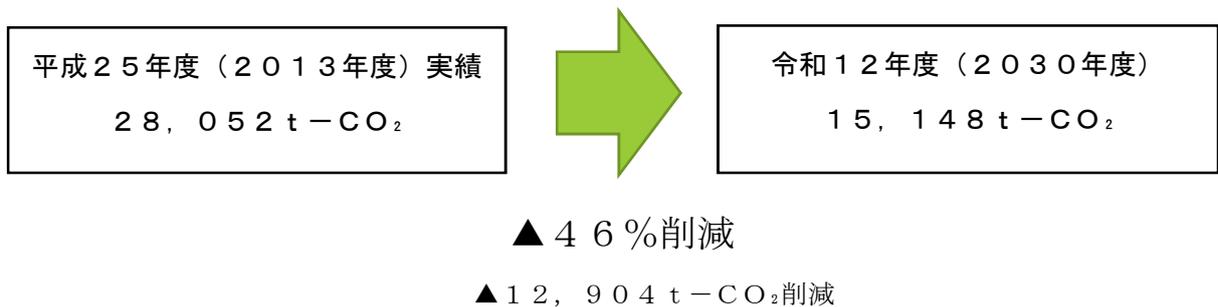
② 減少要因

- ・コロナ禍における施設の休館
- ・施設の廃止

第3章 計画の目標

1 温室効果ガス削減目標

本市における温室効果ガス削減目標は、「令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で46%削減」とします。令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で削減率46%を達成するためには、令和4年度から令和12年度（2030年度）までの8年間で年平均1%削減する必要があります。



2 要因別の削減目標

発生起源別の排出量の短期削減目標を、次のとおり設定します。

(1) 電気の使用

電力使用量の削減及び新エネルギー等の導入により、温室効果ガス排出量を基準年度比で50%削減します。

(2) 燃料の使用（公用車の使用を除く）

燃料使用量の削減及び新エネルギー等の導入により、温室効果ガス排出量を基準年度比で15%削減します。

(3) 公用車の使用

公用車使用による燃料（ガソリン及び軽油）使用量の削減により、二酸化炭素排出量を基準年度比で20%削減します。

(4) その他

下水・し尿等の処理における二酸化炭素の排出量については、し尿処理施設や農業集落排水施設の統合等により、二酸化炭素排出量を基準年度比で5%削減することを目指します。

発生起源別排出量削減目標（CO₂換算）

排出起源	基準年度実績 平成 25(2013)年度	削減目標 令和12 (2030) 年度		
		排出量	削減率	
電気の使用	24,893 t-CO ₂	12,402 t-CO ₂	▲50%	
燃料 の 使 用	都市ガス	2,230 t-CO ₂	1,904 t-CO ₂	▲15%
	LPガス			
	A重油			
	灯油			
	ガソリン・軽油 (公用車燃料を除く)			
	公用車の使用	277 t-CO ₂	222 t-CO ₂	▲20%
その他 下水・し尿等の処理	652 t-CO ₂	620 t-CO ₂	▲5%	
計	28,052 t-CO ₂	15,148 t-CO ₂	▲46%	

■参考 発生起源別排出量削減目標（CO₂換算）（令和3年度実績から目標年度までの削減目標）

排出起源	令和3 (2021)年度 実績	削減目標 令和12 (2030) 年度		
		排出量	削減率	
電気の使用	13,630 t-CO ₂	12,402 t-CO ₂	▲10%	
燃 料 の 使 用	都市ガス	2,561 t-CO ₂	1,904 t-CO ₂	▲25%
	LPガス			
	A重油			
	灯油			
	ガソリン・軽油 (公用車燃料を除く)			
	公用車の使用	256 t-CO ₂	222 t-CO ₂	▲15%
その他 下水・し尿等の処理	654 t-CO ₂	620 t-CO ₂	▲5%	
計	17,101 t-CO ₂	15,148 t-CO ₂	▲12%	

第4章 目標達成に向けた取組

温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、日常の業務において職員一人ひとりが努力し、エネルギー使用の合理化及び省資源化のため、以下の6つの推進施策に応じた取組を進めることとします。さらに取組体系のうち、特に温室効果ガス排出削減の波及効果が期待できるものについて、重点施策（★）として取り組みます。

推進施策区分	項目	数値目標	重点施策
①省エネルギー化	照明のLED化	あり	★
	公用車の次世代化	あり	★
	省エネルギー機器の導入		
	建物の省エネルギー化		★
	エネルギー管理の実施		
②再生可能エネルギー等の導入	太陽光発電・蓄電システムの導入		★
	再生可能エネルギー発電の維持・導入		
	その他再生可能エネルギーの新技术導入に向けた研究		
③省資源化	ペーパーレスの推進		
	公用車台数の適正化・カーシェアリングの普及拡大		
	水道使用量の抑制		
	廃棄物の減量化		★
	グリーン購入の推進		
④二酸化炭素の吸収源の増進	緑化の推進		
	森林の適正管理		
⑤職員による環境マネジメント	職員意識の啓発		★
	公用車利用時の省エネ化		
	事務所の省エネ化		
	エコ通勤の促進（職員向け）		
	業務のデジタル化		
⑥市民に対する意識啓発	脱炭素型ライフスタイルへの転換意識啓発		
	エコ通勤の促進（市民向け）		
	省エネルギー機器の普及促進		
	リサイクルの促進		
	食品ロスの削減推進		

1 省エネルギー化

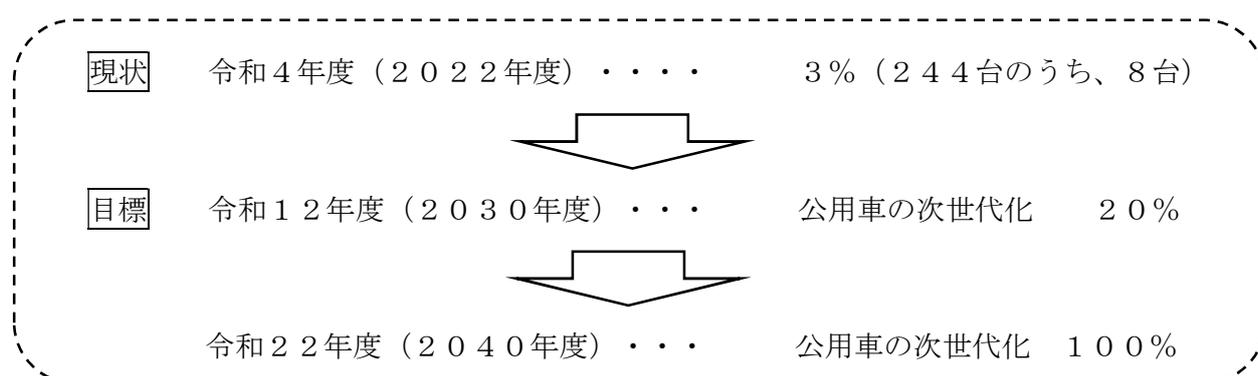
(1) 照明のLED化

建物内の照明、道路や公園の街灯、その他あらゆる照明機器について、令和12年度（2030年度）までに100%LED化することを目標とします。LED化が難しい箇所については、LEDにかわる高効率照明の導入を検討します。

(2) 公用車の次世代化

令和12年度（2030年度）までに、全公用車（代替できる電動車等がない場合等を除く）の20%を次世代自動車等※へ切替えます。さらに、令和22年度（2040年度）までに、全公用車（代替できる電動車等がない場合等を除く）の100%を次世代自動車等へ切替えます。

特殊車両においては、数値目標は設定しませんが、より省エネルギーな車両に切り替えていくことに努めます。



※次世代自動車等とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びクリーンディーゼル自動車をいいます。

【用語解説】

電気自動車 (EV)	外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて、電動モーターを動力源として走行する自動車のこと。エンジンが無いので騒音・振動が少なく、走行中はCO2や有害ガスなどを含んだ排気ガスが出ないため、環境問題の改善に期待されている。BEV (Battery Electric Vehicle)、またはEV (Electric Vehicle) と略される
ハイブリッド 自動車 (HEV)	作動原理（エンジンとモーター等）、または利用するエネルギー（ガソリンと電気等）、いずれかが異なる複数の動力源をもち、状況に応じて単独あるいは複数の動力源を用いて移動する自動車のこと。

プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)	コンセントから直接充電できる機能を持ったハイブリッド自動車のこと。PHV (Plug-in Hybrid Vehicle)、または PHEV (Plug-in Hybrid Electric Vehicle) と略される。
燃料電池自動車 (FCV)	燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。ガソリン駆動車に比べてエネルギー効率が高いのが特徴。排出されるのは水だけで、CO2 や NOx、SOx などの温室効果ガス・大気汚染物質が排出されないため、「究極のエコカー」とも言われている。FCV (Fuel Cell Vehicle)、または FCEV (Fuel Cell Electric Vehicle) と略される。
クリーンディーゼル自動車 (CDV)	平成 22 年排出ガス規制の基準を満たす、NOx、PM 排出量の極めて少ないディーゼル車のこと。平成 22 年排出ガス規制は、欧米の規制レベルと同等の世界最高水準の規制であり、乗用車についてはガソリン車とほぼ同等の厳しい基準となっている。CDV (Clean diesel vehicle) とも呼ばれる。

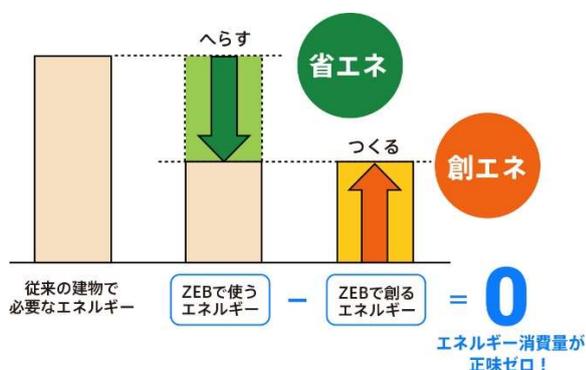
(出典) 一般社団法人 次世代自動車振興センター

(3) 省エネルギー機器の導入

新たに施設整備を導入する際や現在保有している施設整備等を更新する際には、高効率空調への更新、その他エネルギー効率の高い設備機器を導入することにより、温室効果ガスを削減します。

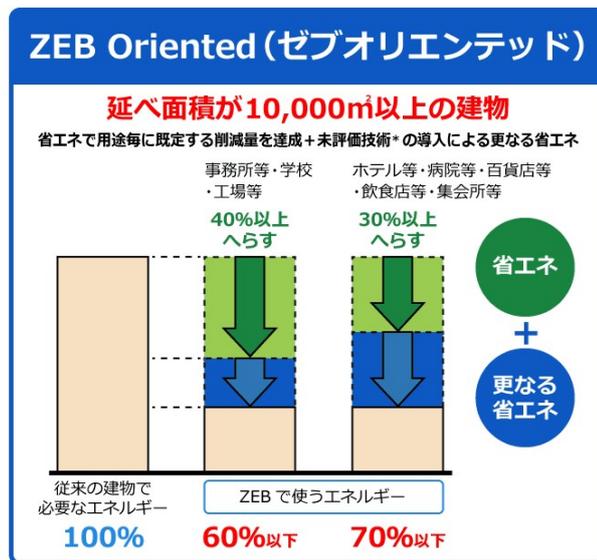
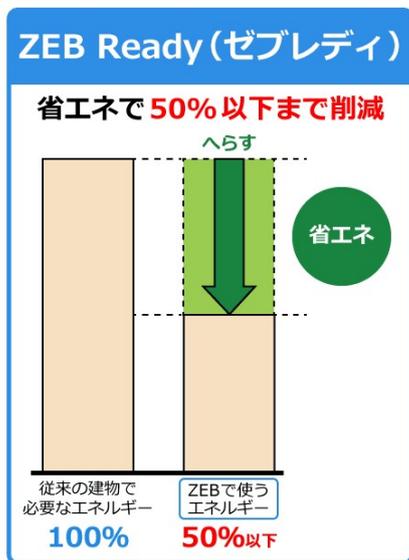
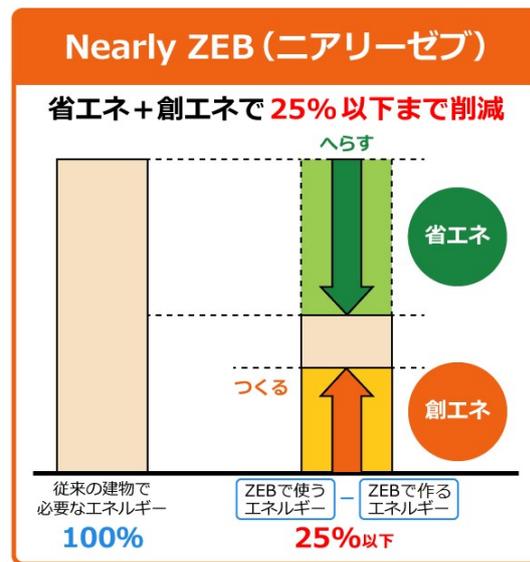
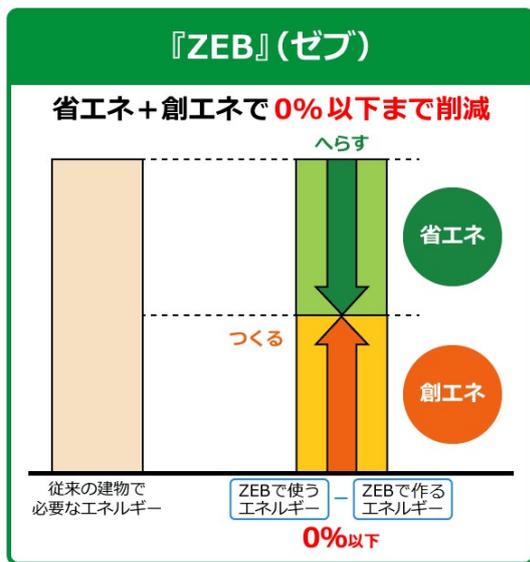
(4) 建物の省エネルギー化

今後新設する市有施設における ZEB 化を推進していきます。ZEB 化を推進することによって、建物で消費されるエネルギー量を削減（省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくる）していくことを目指します。



ZEB とは？

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目標とした建物のことです。建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。（環境省 HP より）



*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

- 『ZEB』(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ゼブ))
省エネ(50%以上)+創エネで100%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
- Nearly ZEB(ニアリー・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ニアリーゼブ))
省エネ(50%以上)+創エネで75%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
- ZEB Ready(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・レディ(ゼブレディ))
省エネで基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
- ZEB Oriented(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・オリエンテッド)
延べ面積10000㎡以上でエネで用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減*を実現し更なる省エネに向けた未評価技術を導入している建物
*事務所等、学校等、工場等：40%、ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等：30%
(環境省HPより)

(5) エネルギー管理の実施

エネルギー消費が大きい施設や、今後新設する市有施設については、ビルエネルギー管理システム（BEMS）や省エネルギー診断等を活用することを検討します。

【用語解説】

ビルエネルギー管理システム（BEMS）	室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。BEMSは業務用ビル等、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を勘案して最適な運転制御を自動で行うもので、エネルギーの供給設備と需要設備を監視・制御し、需要予測をしながら、最適な運転を行うトータルなシステムです。
---------------------	---

(出典) 国立環境研究所「ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)」

2 再生可能エネルギー等の導入

(1) 太陽光発電・蓄電システムの導入

公共施設の新築・増築の際には、オンサイトPPAモデルやリース方式の活用による自家消費型太陽光発電・蓄電システムの導入を積極的に検討・実施していきます。

【用語解説】

オンサイトPPAモデル	発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組みのこと。 ※PPA：Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略。
-------------	--

(出典) 環境省

(2) 再生可能エネルギー発電（太陽光発電以外）の維持・導入

山茶花高原ピクニックパークに風力発電（陸上）を3機設置し発電を行っていますが、設備の老朽化が進んでいるため（R5.1月現在稼働中は1機）適切に維持管理し、今後も発電を継続できるよう努めます。

(3) その他再生可能エネルギーの新技术導入に向けた研究

バイオマス等の新しい技術の活用について研究します。

3 省資源化

(1) ペーパーレスの推進

- ・庁舎内の会議室へのPC端末や大型モニターを配置する等のデジタル機器整備により、会議・打合せでの資料配布量削減を目指します。
- ・電子決裁システムを効率的に活用することで、紙決裁を削減することを目指します。
- ・各種手続きのオンライン化を実施し、市民からの紙ベースでの申請を可能な限り減らします。
- ・やむを得ず印刷をする際は、両面コピー、両面印刷を徹底するとともに、印刷ミス・試し刷りを抑制します。
- ・庁内掲示板での掲示文書は、必要なもの以外は印刷しません。

(2) 公用車台数の適正化・カーシェアリングの普及拡大

公用車の効率的な利用を促進するとともに、適正な公用車台数を維持するよう努めます。

市民へカーシェアリングの普及啓発のため、市民も職員も利用できるカーシェアリング施設（シェアカー）を市有地に設置する等の研究を行います。

(3) 水道使用量の抑制

トイレ、給湯室等での手洗い、洗面などにあたっては、常に節水を励行するとともに、雨水・再生水利用設備を積極的に導入します。

(4) 廃棄物の減量化

- ・過剰包装など、可燃ごみになるものを庁内に持ち込みません。
- ・物品を大切に使い、長期使用に努めます。
- ・使用済み封筒は、内部文書用封筒に再利用します。
- ・リサイクル可能な紙類は、焼却処分とせず、雑がみ回収BOXを課室内に設置する等、資源物として適切に分別収集します。
- ・事務用品等は詰め替え可能な消耗資材を利用するよう努めます。

- ・印刷時に「トナー節約」の設定を行い、トナー・インクを節約するよう徹底します。
- ・リサイクルしやすい物品を購入します。
- ・マイ箸、マイボトルを推進し、廃棄物抑制に努めます。

(5) グリーン購入の推進

物品等の合理的な使用に努め、購入等をできるだけ抑制するとともに、環境負荷低減に資するものを購入します。

4 二酸化炭素の吸収源の増進

(1) 緑化の推進

地球温暖化対策の普及啓発として、緑のカーテンなどにより市所有施設の緑化を推進します。また民間団体や民間企業等と連携し、職員の緑化への意識啓発に努めます。

(2) 森林の適正管理

CO₂の森林吸収を確保するため、保安林等を適切に管理・保全（適切な間伐や造林などを通じた健全な森林の整備）を行います。

民間企業等と連携し、環境教育や市民交流の拠点となる市民参加の森づくりを実施します。

5 職員による環境マネジメント

(1) 職員意識の啓発

推進リーダーによる全職員への意識啓発を進め、省エネ化等を考慮した事務事業の推進や超過勤務の縮減等効率的な勤務体制の推進に努めます。

(2) 公用車利用時の省エネ化

- ・行先が近距離の場合は公用車の利用を控え、徒歩で移動します（スマートムーブ）。
- ・公用車の運転にあたっては、経済速度を目安に、不必要なアイドリング、急発進、急加速をしないことなど、エコドライブを徹底します。
- ・公用車に不要な荷物を積んだままにせず、月に一度は空気圧を確認します。
- ・冷房のためにカーエアコンを使用する場合は、温度・風量をこまめに調整し、暖房が必要な際は、カーエアコン（A/Cのボタン）をOFFにする等、冷暖房は適正に使用します。
- ・使用可能な車両が複数台ある場合は、次世代自動車や低燃費車を優先的に利用します。

(3) 事務所の省エネ化

- ・空調設備の適切な運用により、庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図ります。また、外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用します。
- ・クールビズ、ウォームビズを推進します。
- ・上下3階以内の移動はエレベーターの利用をできるだけ控え、階段を利用します。
- ・昼休み中は、業務に支障のない範囲で消灯します。
- ・業務時間外は、必要な場所のみを点灯し、すべての照明を点灯させたままにしません。
- ・通路などの共用場所で不要な照明を消灯します。
- ・離席時や昼休み等、PCを使用しない時は、モニター電源OFFやスリープモードにします。また、長時間使用しないときは電源を切ります。

(4) エコ通勤の促進（職員向け）

市職員の通勤方法として、公共交通機関、自転車、徒歩による通勤方法である「エコ通勤」を推進します。

（参考）国目標：10年以内に、5km以下通勤時の3割を自転車利用とする

(5) 業務のデジタル化

電子申請の充実や電子決裁システムを活用するなどデジタル化を推進することにより、業務の効率化及び省エネ化を推進します。

6 市民・施設利用者等に対する意識啓発

(1) 脱炭素型ライフスタイルへの転換意識啓発

市民に対して、地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響についての理解を促進し、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革を図り自発的な取組の拡大・定着につなげる普及啓発活動を実施します。

市施設利用者には、掲示等により設備利用時の節電などを呼び掛け、省エネを実践します。

(2) エコ通勤の促進（市民向け）

市民に対しても、エコ通勤を呼びかけ、普及啓発に努めます。

(3) 省エネルギー機器の普及促進

家庭における浄化槽や給湯器、照明機器など、エネルギー効率が高い機器について、市民に呼びかけ、省エネルギー機器の普及啓発に努めます。

(4) リサイクルの促進

ペットボトルや空き缶、空きビン、紙類などの資源物の分別意識の促進を引き続き行います。また、資源物ストックハウスや子ども会等の資源物回収活動の利用促進を支援します。

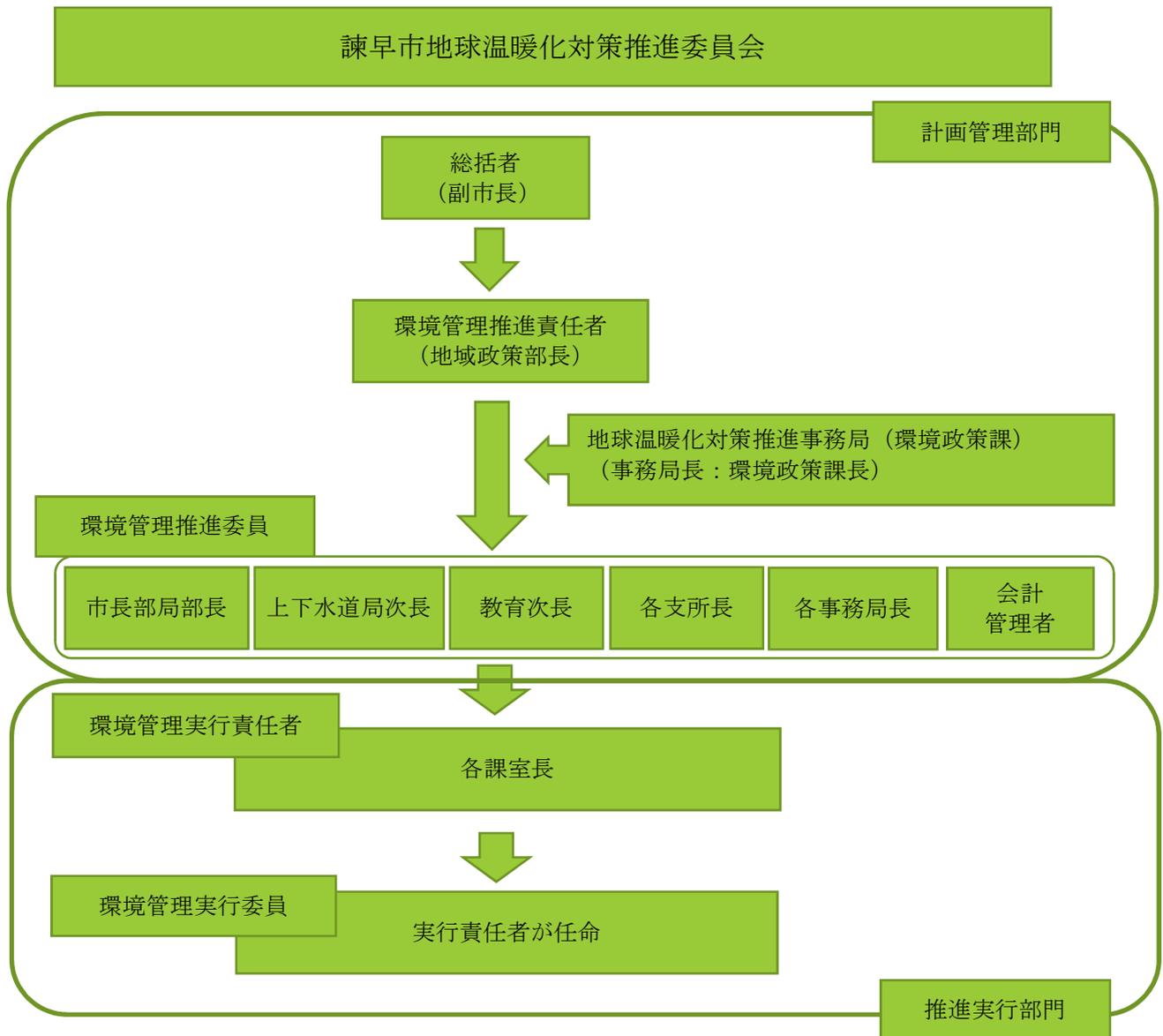
(5) 食品ロスの削減推進

家庭からの食品ロスを削減することで、食品の生産・輸送・廃棄等から発生する温室効果ガスを間接的に削減でき地球温暖化対策につながるということを市民に呼びかけ、市民行動の変容促進を行います。

第5章 計画の推進体制について

1 推進体制

本計画を継続的かつ効果的に実施するため、副市長を総括者とする「諫早市地球温暖化対策推進委員会」を設置します。組織体制は下記の通りです。本体制により取り組みを着実に推進してまいります。



諫早市地球温暖化対策推進委員会

副市長を「総括者」、地域政策部長を「環境管理推進責任者」とし、各部長、上下水道局次長、教育次長等を「環境管理推進委員」としこれらを計画管理部門とします。また、計画管理部門に、地球温暖化対策推進事務局を環境政策課に置き、環境政策課長を事務局長とします。

推進実行部門は、各課室長を「環境管理実行責任者」とし、実行責任者が任命したものを各課の「環境管理実行委員」とします。

●総括者

総括者は、副市長とする。環境管理について総合的に計画を推進し、必要な指示を行う。

●環境管理推進責任者

環境管理推進責任者は、地域政策部長とし、全庁的な計画の推進状況を把握し点検評価を行う。

必要に応じて計画の見直し等を指示する。

●環境管理推進委員

環境管理推進委員は、市長部局の各部長、上下水道局次長、教育次長ほか右表のとおりとする。

部・局内等の総括を行う。

環境管理推進委員

	職 名
1	教育次長
2	上下水道局次長
3	総務部長
4	企画財務部長
5	こども福祉部長
6	健康保険部長
7	地域政策部次長
8	農林水産部長
9	経済交流部長
10	建設部長
11	議会事務局長
12	多良見支所長
13	森山支所長
14	飯盛支所長
15	高来支所長
16	小長井支所長
17	選挙管理委員会事務局長
18	監査委員事務局長
19	農業委員会事務局長
20	会計管理者

●環境管理実行責任者

環境管理実行責任者は、各課室長とします。各事務局等にあつては、課長相当職が実行責任者とする。

各施設のエネルギー使用量の報告のほか所管施設における省エネ対策や、再生可能エネルギーへの転換等積極的な検討を行い実行する。

●環境管理実行委員

環境管理実行委員は、実行責任者が指名した者とし、実行責任者を補佐するとともに事務局との連絡調整を行う。

●事務局

環境政策課長を事務局長とし、環境政策課職員で構成する。事務局は、各課室の計画の実行状況の把握やエネルギーの使用量の調査等全庁的なとりまとめを行い、推進責任者に報告する。

2 推進方法

本計画は、PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善））により、継続的な改善を行います。

（1）毎年のPDCA

進捗状況は、事務局より定期的に環境管理実行責任者に対して求めることとします。事務局は、その結果を取りまとめ整理した上で、諫早市地球温暖化対策推進委員会に報告を行います。諫早市地球温暖化対策推進委員会は、毎年1回進捗の点検・評価を行い次年度の取組方針を決定します。

（2）見直し予定時期までのPDCA

諫早市地球温暖化対策推進委員会は、毎年1回進捗状況を確認評価し、概ね5年ごとに見直しの検討を行います。また、大きな社会情勢の変化等があった場合は適宜改定を行うこととします。



3 進捗状況の公表

進捗状況は、毎年度とりまとめ、市ホームページ等で公表します。

1 諫早市におけるエネルギー等活動の整理

活動の種類		単位	所管	
電気使用量		kWh	各課室	
燃料使用量	公用車以外	都市ガス		m ³
		プロパンガス		m ³
		灯油		ℓ
		A重油		ℓ
		ガソリン		ℓ
		軽油		ℓ
	公用車	ガソリン		ℓ
		軽油		ℓ
公用車の走行量	ガソリン車	普通小型乗用車		km
		軽乗用車		km
		小型貨物		km
		軽貨物		km
		特殊自動車		km
	ディーゼル車	小型貨物	km	
		特殊自動車	km	
公用車の保有数		台	契約管財課、経営管理課	
下水処理量		m ³	下水道課（公共下水道）	
し尿処理量		m ³	環境政策課	
浄化槽汚泥処理量		人	下水道課（集落排水）	

2 主な施設別排出量

令和3年度 施設別温室効果ガス排出量（CO2換算）

	施設名	所管課	CO2 排出量 (t)	使用エネルギーの内訳						
				電力 (kWh)	都市ガス (m ³)	プロパン ガス (m ³)	灯油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	ガソ リン (ℓ)	軽油 (ℓ)
市長 部局	新倉屋敷クリーンセンター	環境政策課	728	2,387,227		4				
	本庁舎	総務課	604	1,964,551	1,804					
	いもり月の丘温泉	地域振興課	449	503,628		4,538		99,000	149	
	中央体育館	スポーツ振興課	294	877,464	12,459					
	小ヶ倉斎苑	環境政策課	242	214,163		23	70,600			
教育 委員 会	小学校28校	教育総務課	858	2,322,060	63,469	227	2,243			689
	西部学校給食センター	教育総務課	605	515,209		74,811				
	中学校14校	教育総務課	505	1,459,975	24,069	62	1,987			380
	東部学校給食センター	教育総務課	416	738,967		31,832				
	諫早図書館	諫早図書館	251	487,166	46,331					
上下 水道 局	水道施設174箇所	水道課	3,791	12,425,290		134				40
	下水道施設406箇所	下水道課	2,116	6,924,814		56		1,179		316
	工業用水施設25箇所	経営管理課	1,396	4,576,135						14

3 施設分類

分類名	主な施設
庁舎等	本庁舎、支所庁舎、消防団研修所等
農林施設	排水機場等
福祉施設	健康福祉センター、社会福祉会館、中央保育所等
スポーツ・レクリエーション施設	いいもり月の丘温泉、いこいの森たかき、中央体育館、森山スポーツ交流館等
商工施設	高城会館、つくば倶楽部等
公園施設	干拓の里、コスモス花宇宙観、山茶花高原ピクニックパーク等
環境施設	新倉屋敷クリーンセンター、小ヶ倉斎苑等
学校教育施設	小中学校、給食センター
社会教育施設	図書館、諫早文化会館、美術歴史館等
水道施設	天満浄水場、取水施設（深井戸）等
下水道施設	諫早中央浄化センター、化屋中継ポンプ場、マンホールポンプ場等
工業用水施設	栗面中継ポンプ場、取水施設（深井戸）等

4 CO₂排出係数

(t -CO₂/kWh)

年 度		調整後排出係数
平成 23 年度	2011 年度	0.000503
平成 24 年度	2012 年度	0.000599
平成 25 年度	2013 年度	0.000617
平成 26 年度	2014 年度	0.000598
平成 27 年度	2015 年度	0.000528
平成 28 年度	2016 年度	0.000483
平成 29 年度	2017 年度	0.000463
平成 30 年度	2018 年度	0.000347
令和元年度	2019 年度	0.000371
令和 2 年度	2020 年度	0.000480
令和 3 年度	2021 年度	0.000398